

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（案）について

令和3年7月16日
初等中等教育局
特別支援教育課

学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、学校における働き方改革の推進、GIGA スクール構想の着実な実施、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応等が喫緊の課題となっています。

こうした課題に対応する学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正し、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員について、新たにその職務内容を規定します。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたしますので、御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

なお、下記の要領にのっとっていないものは受領いたしかねますので、御了承ください。

【1. 案の具体的内容】

→【学校教育法施行規則の一部を改正する省令案】参照

【2. 意見の提出方法】

(1) 提出手段 郵送・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)

(2) 提出期限 令和3年8月15日 必着

(3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 宛

電子メールアドレス：tokubetu@mext.go.jp

(判別のため、件名は【学校教育法施行規則の一部を改正する省令（案）への意見】として下さい。

また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（案）への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)